

## 理事会運営規則

### (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人隊友会（以下「本会」という。）定款第45条に基づき、本会の理事会運営に関する事項を定め、理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (構成等)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 監事及び本部執行役は理事会に出席して、必要に応じ意見を述べるものとする。

3 必要に応じ、理事及び監事並びに本部執行役以外の者の出席求め、その意見又は説明を求めることができる。

### (決議事項)

第3条 法令および定款第37条に定めるもののほか次の事項は理事会の決議を経なければならない。

- (1) 会員種別ごとの入退会要領
- (2) 会員種別ごとの会費額、徴収方法
- (3) 総会に付議する事項の承認
- (4) 事業計画及び収支予算の決議
- (5) 総会の招集に関する事項
- (6) 総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権の行使ができる旨の決定
- (7) 理事長及び常務理事の選定
- (8) 常務理事の業務分担、理事長及び常務理事の権限に関する事項
- (9) 定款第33条第2項に基づく、役員が損害賠償責任免除額
- (10) 会長の推薦
- (11) 執行役の選任及びその他任務、運営に関し必要な事項
- (12) 定款第39条1項及び定款第40条に定める、理事長に事故があった場合に、あらかじめ定める理事長の職務を行う理事の順序の決定
- (13) 理事会の運営に関する事項
- (14) 本部会に関する必要な事項

- (15) 本会財産の基本財産への指定に関する事項
  - (16) 基本財産の維持・処分に関する事項
  - (17) 財産の管理・運用に関する事項
  - (18) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受けに関する事項
  - (19) 特定費用準備資金の管理手続きに関する事項
  - (20) 県隊友会長の選出及び承認要領、その他地方組織に関する事項
  - (21) 事務局長の任免の承認
  - (22) 事務局の組織及びに運営に関し必要な事項
  - (23) 一般の閲覧に供する書類の閲覧要領等
  - (24) その他本会の運営に関する必要な事項
- 2 理事長は、理事会の権限（法定事項を除く）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、理事長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

（種類・開催）

- 第4条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。
- 2 定例理事会は、原則として3月及び5月に開催する。
  - 3 臨時理事会の開催は、定款第38条第3項の規定による。

（招集）

- 第5条 理事会の招集については、定款第39条の規定による。
- 2 理事及び監事並びに本部執行役は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ理事長に対して、その旨を通知しなければならない。

（議長）

- 第6条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 2 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

（議事録）

- 第7条 理事会の議事録作成については、定款第44条の規定による。
- 2 議事録は、10年間本会の事務所に備え置かなければならない。

(議事録の記載内容)

第8条 理事会の議事録は次に掲げる事項を内容とする。

- (1) 理事会が開催された日時及び場所
- (2) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
  - ア 定款第38条第3項第2号の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
  - イ 定款第38条第3項第3号の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
  - ウ 定款第38条第3項第4号の規定による監事の請求を受けて招集されたもの及び監事が招集したもの
- (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- (5) 定款第29条第1項第3号及び第4号に掲げる規定により、理事会において述べられた意見又は報告があるときは、その意見又は報告の内容
- (6) 議長氏名
- (7) 理事長以外の理事であつて、理事会に出席したものの氏名
- (8) 定款第42条第4項により理事会の決議があつたとみなされた場合、次に掲げる事項
  - ア 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
  - イ アの事項の提案をした理事の氏名
  - ウ 理事会の決議があつたものとみなされた日
  - エ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 定款第43条第1項により、理事会への報告を要しないものとされた場合、次に掲げる事項
  - ア 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
  - イ 理事会への報告を要しないものとされた日
  - ウ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(欠席者に対する通知)

第9条 理事長は、理事会の議事の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、理事会運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規則は、本会の設立登記のあった日（平成23年4月1日）から施行する。